

各指定都市及び特定市町村  
子ども・子育て支援制度担当課長 様

新潟県福祉保健部子ども家庭課長

**指定都市及び特定市町に所在する施設・事業所の処遇改善等加算（区分 3）に係る  
研修修了要件の取扱いについて（通知）**

このことについて、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算（区分 3）に係る研修修了要件について」（令和 7 年 9 月 16 日付けこ成基 202、7 初幼教第 4 号）（以下、「国通知」という。）により定められた研修修了要件について、新潟県（以下、「県」という。）における取扱いを別添資料のとおり定めました。

指定都市及び特定市町村※に所在する施設・事業者の処遇改善等加算（区分 3）に係る研修修了要件に係る取扱いは概ね各指定都市及び特定市町村によるところとなりますが、国通知の中で、県が確認等を行うことになっている事項については「指定都市及び特定市町に所在する施設・事業所の処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件の取扱いについて（通知）」（令和 5 年 3 月 31 日付け大私第 803 号 - 2、子第 1677 号 - 2）の取扱いから変更ありません。

ついては、内容について十分に御了知の上、管内特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所あてに周知をお願いします。

※ 「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（令和 7 年 4 月 11 日付けこ成保 296 ほか通知）（以下、「処遇改善等加算通知」という。）」第 3 の 1（1）に定める県知事の協議により処遇改善等加算通知に基づく事務を行うこととする市町村をいう。

（別添資料）

- ・「処遇改善等加算（区分 3）に係る研修修了要件の取扱いについて（通知）」（令和 7 年 12 月 15 日付け子第 891 号）
- ・別紙 1 「新潟県における処遇改善等加算（区分 3）に係る研修取扱要領（保育所及び地域型保育事業所）」
- ・別紙 1 別添 1 「保育所等における園内研修について」
- ・別紙 2 「新潟県における処遇改善等加算（区分 3）に係る研修取扱要領（幼稚園及び認定こども園（全類型）」
- ・別紙 2 別添 1 「幼稚園等における園内研修について」

**【担 当】**

（幼稚園、幼稚園型認定こども園に関すること）  
総務部 大学・私学振興課  
私学班 雲谷 （TEL:025-280-5020）

（上記以外に関すること）  
福祉保健部 子ども家庭課  
保育支援係 櫻井 （TEL:025-280-5215）